

避難した。その後、平成二五年四月七日から、夫の母国であるイギリス（連合王国）において居住している。

(3) 一時帰宅の経過

平成二四年八月から平成二七年九月までの間、(三八)は、複数回、面会交流のため、福島県大沼郡金山町へ一時帰宅したり、イギリスへ渡航したりした。

(4) 損害額

ア 概要

(三八)の広島県への避難は相当であるが、京都市への避難は本件事故と相当因果関係のある避難ではない。したがって、広島県への避難にかかる損害を相当因果関係のある損害と認めるが、その余の損害は本件事故と相当因果関係のあるものとは認められない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三八)のとおりである。

イ 避難費用(移動交通費)

(三八)の広島県への避難に要した交通費(帰宅費用も含む。)は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、飛行機の都合等により、一旦広島県の友人宅で避難生活をしていたが、その後親戚の家があり、当初の避難目的地であった佐賀県へ移転したことは、避難の一環ともいうことができるので、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。標準交通費一覧表(自家用車、公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三八)のとおり、かかる損害額は合計九万〇四〇〇円と認めるのが相当である。

ウ ガイガーカウンター購入費用

(三八)は、平成二三年七月頃、被ばくによる身体への影響を懸念し、周囲の空間線量を計測するため、ガイガーカウンターを購入し、その費用として四万九八〇〇円を支出したことが認められる。(三八)は、下記のとおり、本件事故の直後、放射性物質が飛散する等の恐怖にさらされたことを踏まえると、周囲の空間線量を確かめる行動をとるのは合理的といえるから、当該費用は本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。なお、(三八)は、平成二五年一二月頃、さらにガイガーカウンターを購入したことが認められるが、(三八)が同年四月、イギリスに移転した後であり、新たにガイガーカウンターを購入する必要性は認められないから、当該購入費用は本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 精神的損害(慰謝料)

(三八)について、広島県への避難は相当であるが、京都市への避難は相当とまではいえない。そして、(三八)は、自主的避難等対象区域外の居住者ではあるが、当初の空間線量がやや高く、子どもを伴っていたため、自主的避難等対象区域の居住者に準じて本件事故当初の避難は相当と認められることからすれば、本件事故当初の恐怖及び不安並びに広島県から佐賀県にかけての短期間の避難生活の苦痛は、慰謝が必要であり、その額は一〇万円が相当であると認める。

(5) 弁護士費用

弁護士費用は、二万四〇二〇円を相当と認める。

(6) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三八)の認容額欄記載のとおりである。

三九 原告番号三九について

(1) 世帯の概要

(三九)は昭和四五年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(三九)は、(三九)の夫及び長女(平成一四年×月×日生まれ、避難時八歳。以下、三九においては、長女という。)とともに、福島県田村郡三春町において、自宅(持ち家)に居住していた。なお、(三九)の夫は、本件事故当日、出張のためフィリピンへ渡航中であつた。また、(三九)と夫は、平成二四年四月二九日、離婚した。長女は、平成二二年八月、中国の小学校に入り、本件事故当日、中国に在住しており、平成二三年四月日本の小学校に転校する手続もとっていなかった。長女は、平成二四年九月、帰国し、京都市において(三九)と同居している。

(2) 避難の経緯

(三九)は、平成二三年三月一三日、知人から、自衛隊で勤務する親戚に子どもを連れて逃げるよう言われたと聞いたため、インターネット等で本件事故のことなどを調べてみると、放射線への恐怖を抱いた。同月一四日、中国の退避勧告を知り、新潟の中国大使館まで避難することを決意し、(三九)は、福島県田村郡三春町から新潟県へ避難し、同月一五日、京都市へ移転したが、同月二〇日、福島県田村郡三春町の自宅へ戻った。その後、平成二三年四月以降、(三九)の実家がある中国への渡航を繰り返していたが、長女と日本で同居するために帰国し、平成二四年五月一日、福島県田村郡三春町から京都市へ移転した(移転と認めることについては、第五節第二の三(39)ウ参照。)。夫は、平成二三年六月から七月頃、フィリピンから帰国したが、避難についての考え方が(三九)と異なり、以後福島県田村郡三春町の自宅(持ち家)に居住している。

(3) 一時帰宅の経過

平成二三年四月から平成二七年一月までの間、(三九)は、複数回、面会交流のため、福島県田村郡三春町へ一時帰宅したり、中国へ渡航したりした。

(4) 損害額

ア 概要

(三九)の新潟県への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、新潟県へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三九)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 避難交通費用

(三九)の新潟県への避難及びそれに続く京都市への移転に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、平成二四年の(三九)の京都市への移転は、(三九)の実家が中国にあるため、中国への渡航を繰り返していたが、長女と日本国内において同居し、生活の安定を図るためといえることからすれば、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。なお、避難先を中国から京都市へ移転したと評価するものであるが、中国から京都市への移転費用は実際に要した費用であり、その中で必要最低限の交通費としては、自宅のあった福島県田村郡三春町から京都市への移転費用が相当である。したがって、標準交通費一覧表(自家用車、公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号三九)のとおり、かかる損害額の合計は七万四四〇〇円と認める。

(イ) 面会交通費

(三九)の長女は、平成二二年から二四年九月まで、基本的に中国に在住しており、しかも中国の小学校に入っていることから、本件事故後中国にとどまったことが、本件事故と相当因果関係があると認めることはできない。そして、平成二四年四月には、(三九)と夫とが離婚しているから、同年九月に長女が帰国し、(三九)と同居することにより、夫との面会交流が必要になったとしても、離婚が原因であって、本件事故と面会交流が相当因果関係があると認めることもできない。その余の面会交流費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 一時帰宅費用

一時立入費用については、第一で述べたとおりであり、荷物のひき上げや自宅の整理のための立入りは、大人一名の一回の往復分は本件事故と相当因果関係のあるものと認める。当該費用として四万一千六〇〇円(夫が平成二三年六月から七月頃帰国して自宅に居住していたが、(三九)の移転のために自宅を訪れる必要があったと認められる。)を損害と認める。その余については下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

(エ) 家財宅配費用

家財宅配費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

ウ 生活費増加費用

(ア) パソコン・まくら等購入費用

(三九)が避難生活の際に要した、パソコン・まくら等の家財道具購入費用は、支出の時期が、平成二六年一月から同二七年一二月であって、平成二五年三月以降の支出であるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認められない。

(イ) 生活費増加費用(共益費)

(三九)は避難先の住居において、自治会費として平成二四年五月から同年九月までは月額九〇〇円、平成二四年一〇月から平成二五年三月までは月額一五〇〇円を支出したことが認められる。このうち、平成二五年二月末日までに支出した一万二千〇〇〇円を、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

エ 避難雑費

(三九)の避難に伴い、面会交通費等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(三九)が避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計二四万円について損害と認める。

オ 就労不能損害

(三九)は、避難前契約社員として働いており、平成二三年三月契約期間満了となるが、その後の更新の可能性も高かったこと、平成二二年、二一〇万七千九百九十二円(月額一十七万五千四百一十円)の年収があったが、本件事故による避難によって退職したこと、平成二四年五月からは避難先で就労し、平成二四年の年収は九十八万六千六百〇円(八か月分になる。月額一十二万三千二百五十八円)であること、それ以後も同額の収入を得ていることが認められる。平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間は、避難に伴い就労が困難又は転職により収入が減少としたものと認められ、避難前の基礎収入(月額一十七万五千四百一十円)を基準として、二九八万二千八百四十四円(＝一十七万五千四百一十円×二四一―二万三千二百五十八円×一〇)の就労不能損害が認められる。なお、減収が長期間に及ぶが、避難場所として中国は相当性を認めないものの、(三九)は、避難意思があつて中国への渡航を繰り返す避難行動をしており、平成二四年四月までは就労不能とみることもやむを得ないし、その後は就労して本件事故前の約七割(一二万三千二百五十八円÷一十七万五千四百一十円)の収入を得ていることから、上記認定が相当であると考えた。

カ 精神的損害(慰謝料)

(三九)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、三〇万円が相当である。

(5) 既払金の充当

被告東電は、(三九)に対して一二万円を支払っていることが認められるところ、この既払金について、(三九)に生じた損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三九)の既払額欄記載のとおり、原告に生じた損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、三五万三千八百円を相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号三九)の認容額欄記載のとおりである。

四〇 原告番号四〇について

(1) 世帯の概要

(四〇)は昭和五七年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(四〇)は、(四〇)の長男(平成一七年×月×日生。以下、四〇においては「長男」という。)及び長女(平成一九年×月×日生。以下、四〇においては「長女」という。)とともに、福島県いわき市において、自宅(借家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(四〇)は、妹から避難するように言われ、平成二三年三月一五日、テレビで福島第一原発四号機の爆発を見て、強い不安を感じて、妹と同じ栃木県へ避難することを決意し、長男及び長女とともに、平成二三年三月一五日、福島県いわき市から栃木県へ避難し、同月一八日、栃木県から埼玉県へ移転した。(四〇)は同年四月一日、(四〇)の長男及び長女は、同月二三日、福島県いわき市へ戻った。平成二四年一月、火災の影響により、自宅に居住することができなくなったため、その後は福島県いわき市の(四〇)の実家に居住していた。平成二四年六月二六日、(四〇)は長男及び長女とともに、福島県いわき市から京都市へ避難した。

(3) 一時帰宅の経過

平成二五年七月から平成二七年八月までの間、(四〇)、長男及び長女は、複数回、面会交流等のため、福島県いわき市へ一時帰宅した。

(4) 損害額

ア 概要

(四〇)、長男及び長女の栃木県への避難は相当であるが、京都市への避難は本件事故と相当因果関係のある避難とは認め

られない。したがって、栃木県への避難にかかる損害を相当因果関係のある損害と認め、その余の損害は本件事故と相当因果関係のあるものとは認められない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号四〇)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(四〇)の栃木県への避難に要した交通費(帰還費用も含む。)は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、埼玉県への移転は、妹の友人宅で避難生活をしてきたことから、アパートを借りて住むために埼玉県へ移動したものであるから、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号四〇)のとおり、かかる損害額の合計は三万九二〇〇円と認めるのが相当である。なお、長男及び長女の埼玉県からの帰還には(四〇)が迎えに行っており、これ自体は(四〇)自身の避難とは関連しないものの、長男及び長女が年少者であることを考慮し、(四〇)が迎えに要した費用も、長男及び長女の避難交通費として、上記損害額に含めることとする。

(イ) 住居費・引越費用・家財道具購入費用

栃木県への避難及び埼玉県への移転にかかる住居費、引越費用及び家財道具購入費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 一時立入費用

(四〇)は、平成二四年六月の京都市への避難以降に生じた一時立入費用を請求しているが、同避難は、避難の相当性があるものではないから、同避難以降の一時立入費用については、本件事故と相当因果関係のある損害と認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 避難雑費

(四〇)、長男及び長女の避難に伴い、引越費用や住居費等の支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(四〇)、長男及び長女が避難していた平成二三年三月から同年四月末日までの間((四〇)は平成二三年三月のみ)、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当であるから、避難雑費合計五万円を損害と認める。

(イ) ガイガーカウンター購入費用

(四〇)が、ガイガーカウンター購入費用を支出したと認めるに足りる証拠はない。

エ 精神的損害(慰謝料)

(四〇)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、三〇万円が相当である。

(5) 既払金の充当

被告東電は、(四〇)に対して一二万円を支払っていることが認められるところ、この既払金を原告に生じた損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号四〇)の既払額欄記載のとおり、(四〇)に生じた損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、二万六九二〇円を相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号四〇)の認容額欄記載のとおりである。

四一 原告番号四二について

(1) 世帯の概要

(四二)は昭和二六年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(四二)は、(四二)の夫とともに、福島県田村市において、自宅(借家)に居住していた。(四二)は、全身性の障害であるビタミンD抵抗性くる病に罹患しており、一種一級の等級を受け、介護度四の状態であり、日常生活においては、車いすを利用している。

(2) 避難の経緯

(四二)は、平成二三年三月一日、本件事故の映像及び情報を得て、チェルノブイリや広島を想起して、被ばくを恐れ、避難しなければならぬと感じて避難を決意し、同月一日、福島県田村市から福島県大沼郡昭和村へ避難し、同月九日、福島県大沼郡昭和村から新潟県へ移転し、同年四月一日、新潟県内で移転した。平成二五年一〇月一六日、(四二)は、新潟県から京都市へ移転した。(四二)は、もともと、障害者支援を行うNPO法人Cの理事長をしており、本件事故後事業を閉鎖していたが、平成二三年四月一日に事業を再開し、避難先から上記法人の事業所に帰ることがあった。(四二)は、身障者であることから、こうした避難生活の負担が重く、微熱、吐き気、下痢などの体調不良となったり、急激な体重の減少(三〇kgから二七kgへ。最小は二三kg)により、救急車で病院に運ばれたりしたことがあった。

(3) 一時立入りの経過

平成二五年二月から平成二六年九月までの間、(四二)は、複数回、仕事等のため、福島県田村市へ一時立入りした。

(4) 損害額

ア 概要

(四二)の福島県大沼郡昭和村への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、福島県大沼郡昭和村へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号四二)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(四二)の福島県大沼郡昭和村への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、(四二)の福島県大沼郡昭和村から新潟県への移転、新潟県内での移転は、いずれも避難直後であり、生活の安定を図るためといえることからすれば、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号四二)のとおり、かかる損害額の合計は一万九二〇〇円と認めるのが相当である。これを、(四二)に生じた損害と認める。その余の費用については、下記避難雑費に含まれる額を

超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

(イ) 滞在費(宿泊費)・引越費用・一時立入交通費・一時立入滞在費

滞在費(宿泊費)、引越費用及び(四二)が仕事等のため、一時帰宅に要した費用については、新潟県内からの移転のための分、又は京都市への移転後の分は、いずれも平成二五年三月以降に生じた損害であることからすれば、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用・家賃差額

家財道具購入費用・家賃差額の損害については、いずれも、京都市に移転してからの費用支出であり、平成二五年三月以降に生じた損害であることからすれば、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(イ) 放射線量検査費

(四二)は、放射線量検査費として、二九万一〇〇〇円支出した旨述べるが、(四二)又は夫が、全身放射能測定(ホールボディ)食品等の放射能測定等をしたことは認められるものの、比較的高額のこれら費用の明細及び支出を認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 医療費(診断書料)

医療費(診断書料)は、(四二)が四二〇〇円を支出したことは認められるが、平成二五年三月以降に生じた損害であることからすれば、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 避難雑費

(四二)の避難に伴い、福島県大沼郡昭和村又は新潟県での避難生活のための引越費用や一時立入りのための交通費等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(四二)が避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計二四万円について、損害と認める。

オ 精神的損害(慰謝料)

(四二)は、自主的避難等対象区域の居住者である。そして、全身性の障害であるビタミンD抵抗性くる病に罹患し、一種一級の等級を受け、介護度四の状態で、日常生活においては、車いすを利用しており、避難生活の中では、微熱、吐き気、下痢などの体調不良となったり、急激な体重の減少(三〇kgから二七kgへ。最小は二三kg)により、救急車で病院に運ばれたりしており、避難生活の負担及び苦痛は、健常者に比較してもはるかに大きいといわざるを得ない。したがって、慰謝料を増額すべき特段の事情が認められるから、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、四〇万円が相当である。

(5) 既払金の充当

被告東電は、(四二)に対して一二万円を支払っていることが認められるところ、この既払金を原告に生じた損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四二)の既払額欄記載のとおり、(四二)に生じた損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、五万三九二〇円を相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四二)の認容額欄記載のとおりである。

四二 原告番号四三―一～四について

(1) 世帯の概要

(四三―一)は昭和四五年×月×日生まれの男性、(四三―二)は昭和四六年×月×日生まれの女性、(四三―三)は平成一年×月×日生まれの女性、(四三―四)は平成一九年×月×日生まれの男性である。本件事故当時、(四三―一～四)は、福島市において、自宅(持ち家)に居住していた。(四三―三)は、移動機能障害、聴力障害等の障害を有しており、身体障害者等級表一級、療育手帳A判定を受けている。

(2) 避難の経緯

(四三―一)は、平成二三年四月以降、放射線の影響について学ぶうちに、様々な立場の人から情報を得ようになり、このまま生活するのは危険であり、障害をもった(四三―三)のため、避難を決意した。(四三―一～四)は、平成二三年五月一九日、福島市から山形県へ避難し、平成二四年三月初旬頃、福島市へ戻った。山形県における避難生活では、(四三―三)の養護学校の関係で、(四三―一～三)は福島市へ定期的に通う形になり、冬期の間、平日は福島市で過ごしていた。そのため、生活の本拠は、山形県にあった。(四三―一～四)は、平成二四年三月二日、福島市から京都市へ避難した。

(3) 一時立入りの経過

平成二三年五月から平成二七年八月までの間、(四三―一～四)は、山形県における避難生活の間は、前記のとおり、(四三―三)の通学のため、山形県から福島市へ一時帰宅したり、京都市へ避難した後は、帰省のため、京都市から福島市へ一時帰宅したりした。

(4) 損害額

ア 概要

(四三―一～四)の山形県及び京都市への各避難は相当であるところ、山形県から平成二四年三月初旬に戻ったのは、一時的なもののみられるから、山形県に避難した日から、福島市での生活を経て、京都市に避難した合計二年間である平成二三年五月から平成二五年四月末日までの損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四三)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(四三―一～四)の山形県及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号四三)のとおり、かかる損害額は合計四万三二〇〇円と認めるのが相当であり、これは(四三―一)に生じた損害と認められる。

(イ) 引越費用

(四三一一～四)が京都市へ避難した際、引越代金合計一九万七三〇〇円を要し、このうち一七万二〇〇〇円を東日本大震災復興支援財団から受領し、前記引越代金の損害に補填したため、損害残額が二万五三〇〇円であることが認められる。前記のとおり、当該避難は相当であるから、前記引越代金の損害残額も本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。これを(四三一一)に生じた損害と認める。

(ウ) 一時立入費用

(四三一一～四)が帰省等のため、一時帰宅に要した費用については、前記第一で述べたとおりであるから、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

(エ) 家財道具価値喪失損害

(四三一一)は、放射性物質による被ばくによって、家財道具の価値が喪失した旨主張するが、そのような価値の滅失を認めるに足りる証拠はない。ただし、(四三一一～四)が世帯全体で避難したことが認められ、避難に伴い、家財道具購入費用を要したという限度において、これを本件事故と相当因果関係のある損害と認める。かかる損害額は一五万円と認めるのが相当であり、これは(四三一一)に生じた損害と認める。

(オ) 避難雑費

(四三一一～四)の避難に伴い、一時立入費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(四三一一～四)が山形県に避難した平成二三年五月から平成二五年四月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計九六万円について、(四三一一)に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用(放課後預かり)

(四三一一)は、避難に伴い、祖父母の援助がなくなったため、(四三一一)を預かってもらう必要があったとして、その預かり費用を支出した旨主張する。(四三一一)が障害を有していることなどを踏まえれば、その必要性は認められるが、支出が明らかであるのは平成二五年一二月以降であるから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 就労不能損害

(四三一一)は、避難前、介護職員として勤務しており、月額二六万一千三百四十四円(日額八千七百一十一円、平成二三年四月)の収入があったが、平成二四年二月末日で退職し、平成二四年三月二三日から避難先において就労していることが認められる。したがって、平成二四年三月一日から同月二二日までの二二日間について、避難に伴い就労が困難となっていたものと認められるから、避難前の基礎収入(日額八千七百一十一円)を基準として、一九万一千六百四十二円(＝八千七百一十一円×二二)の就労不能損害が認められる。

オ 精神的損害(慰謝料)

(四三一一～四)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(四三一一、二)は各三〇万円、(四三一一三、四)は各六〇万円が相当である。

(5) 既払金の充当

被告東電は、(四三一一、二)に対して各八万円を、(四三一一三、四)に対して各六〇万円を、それぞれ支払っていることが認められるところ、これらの既払金を各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四三)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、(四三一一)につき、一五万九千四百一十四円を、(四三一一二)につき、二万二千〇〇〇円を、(四三一一三)につき、〇円を、(四三一一四)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四三)の認容額欄記載のとおりである。

四三 原告番号四四一一～三について

(1) 世帯の概要

(四四一一)は昭和四六年×月×日生まれの女性、(四四一二)は昭和四一年×月×日生まれの男性、(四四一三)は平成一九年×月×日生まれの女性である。(四四一三)は、(四四一一、二)の子である。本件事故当時、(四四一一～三)は、福島市において、自宅(借家)に居住していた。(四四一一、三)が福岡県へ避難した後も、(四四一二)は、通勤のため山形県に居住しており、(四四一一、三)と別居していたが、平成二五年三月二十八日からは京都府で同居している。

(2) 避難の経緯

ア (四四一一)は平成二三年三月一日、福島第一原発がメルトダウンの可能性が高いと判断して、(四四一一～三)は、同日から三日にかけて、福島市から山口県へ避難し、同年四月九日、山口県から福岡県へ移転した。(四四一一、三)は、同年七月、福岡県内で移転した。

イ (四四一二)は、職場に出勤するため、平成二三年四月一八日、福岡県から福島市へ戻り、同年五月から山形県へ避難した。その後、(四四一二)は大学の教員をしていたため、山形県から福島県へ通勤し続けていたが、職場の大学をかわることとし、平成二四年四月一日、山形県から徳島県へ移転した。福島県の大学では、授業再開について、大学と意見を異にし、大学の雰囲気が変わったと感じており、大学をかわることについては、残る教員との間で、言葉にならないわだかまりを感じていた。

ウ 平成二五年三月二十八日、(四四一一、三)は福岡県から、(四四一二)は徳島県から、それぞれ京都府へ移転した。

(3) 面会交流の経過

平成二三年四月から平成二五年三月までの間、(四四一二)は、年に二〇回以上の頻度で、(四四一三)に面会する目的で、(四四一二)が居住していた山形県や徳島県から福岡県を訪問した。

(4) ADR 手続における和解

平成二八年九月一四日、(四四一一～三)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は四九四万七千八百六十四円の支払義務があることを認め、既払金七十六万円を除いた残額の四一八万七千八百六十四円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、ADR 手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(四四一～三)の山口県への避難は相当であるところ、避難に伴う損害のうち、山口県へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四四)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 避難交通費

(四四一～三)の山口県への避難、及び(四四二)の山形県への避難は、本件事故と相当因果関係のあるものである。また、(四四一～三)の福岡県への移転についても、一時的な避難から長期的な避難を見据えての移動であるから、相当であるといえる。したがって、これら避難及び移転に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号四四)のとおり、かかる損害額は合計二万五千七百八十八円と認めるのが相当である。これは(四四二)に生じた損害と認められる。

(イ) 面会交通費

(四四二)が面会交流に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号四四)のとおり、かかる損害額は一九万五千二百四十円と認めるのが相当であり、これは(四四二)に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

(ウ) 宿泊費

(四四一～三)の避難生活の際に要した宿泊費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は四万三千五百三十三円と認めるのが相当であり、これは(四四二)に生じた損害と認められる。

(エ) 引越関連費用

(四四一～三)の避難生活の際に要した引越関連費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は三万六千八百九十三円と認めるのが相当であり、これは(四四二)に生じた損害と認められる。

(オ) 自動車に要した費用

(四四二)が通勤での被ばくを避け、余震などによる次の危機的状況がきた場合の備えのために、新たに自動車を購入した費用等としての、自動車に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(カ) 避難雑費

(四四一～三)の避難に伴い、引越費用や面会交通費等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(四四一～三)が避難した平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計七十二万円について、(四四二)に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 二重生活に伴う生活費増加費用

平成二三年四月から(四四二)と(四四一、三)が別居し、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた間、合計七十万五千〇〇〇円について、(四四二)に生じた損害と認める。

(イ) 家財道具購入費用

(四四二)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり、世帯分離したことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(四四二)に生じた損害と認められる。

(ウ) 住居費

(四四一～三)が避難生活の際に要した住居費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、本件避難によって、避難時に居住していた宿舍の費用は、誰も居住していないのであるから、本来は支出を免れるべき費用であったことを踏まえれば、かかる損害額は三十九万八千九百〇〇円と認めるのが相当であり、これは(四四二)に生じた損害と認められる。

(エ) 共益費

(四四一、三)が避難生活の際に要した共益費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一万四〇〇〇円と認めるのが相当であり、これは(四四二)に生じた損害と認められる。

(オ) 謝礼

(四四一、三)が避難生活の際に要した謝礼は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一〇万円と認めるのが相当であり、これは(四四二)に生じた損害と認められる。

(カ) 交通費

(四四二)の増額した通勤交通費については、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は八万九千九百〇〇円と認めるのが相当であり、これは(四四二)に生じた損害と認められる。

エ 除染費用

(四四一～三)が要した除染道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一万五千〇〇〇円と認めるのが相当であり、これは(四四二)に生じた損害と認められる。

オ 精神的損害(慰謝料)

(四四一～三)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(四四一、二)は各三〇万円、(四四三)は六〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(四四一、二)に対して各一十二万円を、(四四三)に対して七十二万円をそれぞれ支払っていること、ADR手続において、(四四一～三)に対して、四九四万七千八百六十六円(うち七十六万円(四四一、二)に対する各八万円、(四四三)に対する六〇万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、四一八万七千八百六十六円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計五十一万四千七百八十六円のうち、

五八円×二〇―二七万三九五八円×一九)の就労不能損害が認められる。

オ 避難雑費

(四五―二、三)の避難に伴い、面会交通費用、家財道具移動費用等の支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(四五―二、三)が避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円(二四万円×二人)について、(四五―一)に生じた損害と認める。

カ 精神的損害(慰謝料)

(四五―一～三)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(四五―一、二)は各三〇万円、(四五―三)は六〇万円が相当である。

(5) 弁護士費用

弁護士費用は、(四五―一)につき、二八万三八八八円を、(四五―二)につき、三万円を、(四五―三)につき、六万円をそれぞれ相当と認める。

(6) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四五)の認容額欄記載のとおりである。

四五 原告番号四六―一～五について

(1) 世帯の概要

(四六―一)は昭和四九年×月×日生まれの男性、(四六―二)は昭和四九年×月×日生まれの女性、(四六―三)は平成一三年×月×日生まれの女性、(四六―四)は平成一六年×月×日生まれの男性、(四六―五)は平成二一年×月×日生まれの男性である。(四六―三～五)は、(四六―一、二)の子である。本件事故当時、(四六―一～五)は、千葉県松戸市において、自宅(持ち家)に居住していた。避難後、自宅は売却した。なお、(四六―四)は、一歳一〇か月頃に急性リンパ性白血病を発症していたが、本件事故当時は寛解し、定期的診察と血液検査により原病と晩期障害へのフォローから経過観察が続けられている状態であった。

(2) 避難の経緯

(四六―二)は、(四六―四)の持病のこともあり、本件事故後、放射線の影響に関する情報を収集していたが、平成二三年一月頃、講演会を聴くなどしたところ、千葉県松戸市で影響の出やすい小さい子どもを育てることはできないと考えて、避難を決意した。(四六―一～五)は、平成二四年二月四日、千葉県松戸市から三重県へ避難した。その後、平成二四年八月一日、三重県から愛知県へ移転し、平成二五年四月八日、愛知県から京都府へ移転した。

(3) 一時帰宅の経過

平成二四年八月から平成二七年八月までの間、(四六―一)は、複数回、帰省のため、一時帰宅した。

(4) 損害額

ア 概要

(四六―一～五)の三重県への避難は相当であるところ、避難に伴う損害のうち、三重県へ避難した日を含む月である平成二四年二月から平成二六年一月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四六)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(四六―一～五)の三重県への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、愛知県への移転及び京都市への移転についても、生活の安定のために移転したものと認められるから、移転にかかる交通費も本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号四六)のとおり、かかる損害額は合計四万〇八〇〇円と認めるのが相当である。これは(四六―一)に生じた損害と認められる。

(イ) 一時立入費用

(四六―一)の帰省のための一時立入費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(四六―一～五)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難したことを踏まえれば、かかる損害額は一五万円と認めるのが相当であり、これは(四六―一)に生じた損害と認められる。

(イ) 避難雑費

(四六―一～五)の避難に伴い、一時帰宅費用等の支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(四六―一～五)が避難していた平成二四年二月から平成二六年一月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計一二〇万円(二四万円×五人)について、(四六―一)に生じた損害と認める。

(ウ) 賃料

(四六―一～五)は持ち家に居住していたが、本件避難によって、平成二四年二月から同年七月までは月額六万三七九〇円、平成二四年八月から平成二五年三月までは月額六万四一〇〇円、平成二五年四月以降は月額九万四〇〇〇円の家賃を支出したことが認められる。このうち、平成二四年二月から平成二六年一月末日までの家賃については、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、合計一八万五五六二〇円(六万三七九〇円×六か月+六万四一〇〇円×八か月+九万四〇〇〇円×一〇か月)を本件事故による損害と認める。

エ 動産損害

(四六―一)は、本件事故により家財道具に関して損害を被った旨主張するが、本件事故による影響で家財道具等の価値が減少したと認めるに足りる証拠はない。

オ エアーカーンター購入費用

(四六一)が、エアーカーンター購入費用を支出したと認めるに足りる証拠はない。

カ 医療費

(四六一～五)の各疾病に関する医療費については、(四六一)が支出したことは認められるが、本件事故と各疾病との間に因果関係は認めるに足りないから、本件事故による損害と認めることはできない。

キ 就労不能損害

(四六一)は、本件事故前、クレーン運転士の仕事をしており、平成二二年には五五三万〇六四八円の収入があったが、本件事故による避難のため退職したこと、避難先でも就労していたことが認められる。そうすると、避難先における収入があったことが認められ、避難により収入が減少したと認めるに足りる証拠はないから、就労不能損害を認めることはできない。

ク 精神的損害(慰謝料)

(四六一～五)は、自主的避難等対象区域外の居住者であるが、同区域の場合に準じる場合であるから、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(四六一、二)は各一五万円、(四六一三～五)は各三〇万円が相当である。

(5) 弁護士費用

弁護士費用は、(四六一)につき、三三万七六四二円を、(四六一二)につき、一万五〇〇〇円を、(四六一三)につき、三万円を、(四六一四)につき、三万円を、(四六一五)につき、三万円をそれぞれ相当と認める。

(6) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四六)の認容額欄記載のとおりである。

四六 原告番号四七について

(1) 世帯の概要

(四七)は昭和四七年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(四七)は、(四七)の夫、長男(本件事故当時には幼稚園児)及び長女(本件事故当時一歳。以下、四六においてはそれぞれ「夫」「長男」「長女」という。)とともに、仙台市太白区において、自宅(借家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(四七)は、平成二三年八月頃、横浜市で基準値を超えた汚染牛肉が給食に使用されたというニュースを聞いて、放射線の健康への影響等について情報収集するようになったが、インターネットで調べたり、母親たちの勉強会に参加したりしているうち、被ばくを避ける必要があると感じ、避難を決意して、長男及び長女とともに、平成二三年九月七日、仙台市太白区からアメリカへ避難した。その後、(四七)は、長男及び長女とともに、平成二三年一月四日、仙台市太白区へ戻った。平成二四年一月一〇日、仙台市太白区から沖縄県へ避難し、同年五月一〇日、仙台市太白区へ戻った。平成二四年一月一六日、

(四七)は、長男及び長女とともに、仙台市太白区から京都市へ避難した。夫は、避難後も仙台市に居住していたが、平成二七年一月以降、京都市において同居している。

(3) 面会交流の経過

平成二四年一月以降、夫は、複数回、長女及び長男との面会交流のため、京都市を訪問した。

(4) 損害額

ア 概要

(四七)のアメリカ、沖縄県及び京都市への避難は、いずれも本件事故と相当因果関係のあるものではない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四七)のとおりである。

イ 生活費増加費用(放射線検査費用)

(四七)が、長男及び長女の被ばくの身体への影響を検査するため、検査費用を支出したことが認められるが、後述のとおり、福島第一原発までの距離や空間線量等の状況を踏まえれば、放射線検査費用が本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

ウ 精神的損害(慰謝料)

(四七)は、自主的避難等対象区域外の居住者であり、その避難は、自主的避難区域の居住者の避難の場合と同等又は準じる場合ともいえないから、避難に伴う精神的損害は認められない。そして、その居住場所(仙台市太白区)は、福島第一原発までの距離が約八九kmで、自主的避難等対象区域が概ね含まれる福島第一原発八〇km圏内を越えること、本件事故直後の空間線量が特段高いと認めるに足りる証拠もないこと、避難指示等対象区域や自主的避難等対象区域に近接することもないことから、本件事故による恐怖及び不安の点においても、慰謝料を認めるのが相当とまでは認められない。

(5) 弁護士費用

弁護士費用は、〇円を相当と認める。

(6) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四七)の認容額欄記載のとおりである。

四七 原告番号四八一～六について

(1) 世帯の概要

(四八一)は昭和五八年×月×日生まれの男性、(四八一二)は昭和六三年×月×日生まれの女性、(四八一三)は平成二二年×月×日生まれの男性、(四八一四)は昭和二九年×月×日生まれの女性、(四八一五)は昭和五四年×月×日生まれの男性、(四八一六)は昭和二七年×月×日生まれの男性である。(四八一三)は、(四八一、二)の子であり、(四八一、二、五)は、(四八一四、六)の子である。本件事故当時、(四八一～六)は、福島県郡山市において、自宅(借家)に同居していた。なお、(四八一、二)の間には、避難後、平成二四年に次男が、平成二六年に長女がそれぞれ出生している。

(2) 避難の経緯

(四八一、二)は、本件事故の爆発でできた雲がきのこ雲のようであり、放射線に対する恐怖が増したため、身を守るために避難しなければならぬと感じて、(四八一～三)は、平成二三年三月一五日、福島県郡山市から福島県津若松市へ避難したが、本件事故に対する危機感について、周囲と軋轢を生んだことから、同月一八日、福島県郡山市へ戻った。(四八一)の勤務先の上司の勧めや、ガイガーカウンターで計測した数値が一～三 μ Sv/hであったことから、(四八一三)の将来に影響するのではないかと心配になり、避難することを決意し、(四八一～四)は、平成二三年六月二九日、福島県郡山市から京都市へ避難した。(四八一)は、(四八一～四)が避難した後も、福島県郡山市に居住していたが、平成二三年

八月、京都市へ避難した。(四八―五)は、(四八―一～四)が避難した後も、福島県郡山市に居住していたが、平成二六年二月十七日、京都市へ避難した。(四八―六)は、(四八―一～五)が避難した後も、福島県郡山市に居住していたが、平成二七年九月二六日、京都市へ避難した。(四八―一、二)は、避難後、避難者同士の軋轢や人間関係に悩み、(四八―一)は、メニエール病となり、(四八―二)は、周囲との軋轢を生まないように、福島出身者であることを隠すようになった。

(3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年一〇月から平成二七年九月までの間、(四八―一～六)は、複数回、面会交流のため、京都市を訪問したり、一時帰宅したりしていた。

(4) 損害額

ア 概要

(四八―一～三)の福島県会津若松市への避難及び(四八―一～四)の京都市への避難は、いずれも相当であるが、(四八―一五、六)の京都市への避難は本件事故と相当因果関係のあるものではない。(四八―一～四)の避難に伴う損害のうち、福島県会津若松市への避難交通費及び(四八―二～四)が京都市へ避難した日を含む月である平成二三年六月から平成二五年五月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四八)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(四八―一～三)の福島県会津若松市への避難及び(四八―一～四)の京都市への避難に要した交通費(請求していない。)のほかに、一時立入り又は面会交流のために支出した交通費は、前記第一のとおりであり、(四八―一～六)の一時帰宅や京都市の訪問には、自宅の管理のための一時帰宅や親と年少者の子との面会交流のための訪問ではないから、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

(イ) 引越費用

(四八―五、六)の避難は相当ではないから、かかる引越費用については、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(四八―一～四)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(四八―一～四)と(四八―五、六)が別居しており、世帯が分離して生活していたことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(四八―一)に生じた損害と認められる。

(イ) 二重生活

前記のとおり、平成二三年三月は避難が短期間で終わっているが、同年六月からは、避難が継続し世帯分離が生じていたと認められるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年六月から平成二五年五月末日までの間、一か月あたり二万円を認め、合計四八万円について、(四八―六)に生じた損害と認める。

(ウ) 避難雑費

(四八―一～四)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、平成二三年六月から平成二五年五月末日までの間(四八―一)については平成二三年八月以降)、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計九四万円(二四万円×三十二二万円)について、(四八―一)に生じた損害と認める。

(エ) 家賃・共益費及び生活用財産保険

(四八―六)の避難は相当と認められないから、かかる費用については、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 精神的損害(慰謝料)

(四八―一～六)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(四八―一、二、四)は各三〇万円、(四八―三)は六〇万円が、(四八―五、六)は本件事故による恐怖及び不安並びに行動の自由の制限についての苦痛への慰謝料として、各三〇万円がそれぞれ相当である。

(5) 既払金の充当

被告東電は、(四八―一、四、五、六)に対して各一二万円を、(四八―二)に対して二〇万円を、(四八―三)に対して七二万円を、それぞれ支払っていることが認められるところ、これら既払金合計一四〇万円のうち、(四八―一)に対して二四万円を、(四八―二)に対して二〇万円を、(四八―三)に対して六〇万円を、(四八―四～六)に対してそれぞれ一二万円ずつを、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四八)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、(四八―一)につき、一三万円を、(四八―二)につき、一万円を、(四八―三)につき、〇円を、(四八―四)につき、一万八〇〇〇円を、(四八―五)につき、一万八〇〇〇円を、(四八―六)につき、六万六〇〇〇円をそれぞれ相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四八)の認容額欄記載のとおりである。

四八 原告番号四九について

(1) 世帯の概要

(四九)は昭和四三年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(四九)は、福島市において、自宅(借家)に居住していた。幼い頃からお菓子屋になるのが夢であり、福島から大阪の製菓専門学校に進学し、専門学校時代及びその卒業後に修行を重ね、平成一三年、福島市に手作菓子店を開業した。福島では、名の知れた洋菓子職人であると自負していた。

(2) 避難の経緯

(四九)は、本件事故直後に、福島市で異常に高い放射線量が測定されたことを知り、放射線被ばくへの恐怖を抱くように

なり、避難を決意し、平成二三年三月一七日から一八日にかけて、福島市から大阪府へ避難した。その後、平成二四年三月一日、支援住宅の貸出期間が満了と職場の都合があつて、大阪府から京都市へ移転し、平成二六年四月以降、二回、京都市内で移転した。平成二七年七月、福島市へ戻った。

(3) 一時帰宅の経過

平成二三年四月から平成二六年四月までの間、(四九)は、複数回、面会交流のため、一時帰宅した。

(4) ADR 手続における和解

平成二七年七月三日、(四九)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は八九万三二八〇円の支払義務があることを認め、中間指針追補に基づく既払金八万円を除いた残額の八一万三二八〇円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、ADR 手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(四九)の大阪府への避難は相当と認められるところ、避難に伴う損害のうち、大阪府へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号四九)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠<略>の記載のない損害額認定は、直接請求による支払額若しくはADR 手続における和解額又はそれらの合算額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 移動費用

(四九)の大阪府への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、(四九)の大阪府から京都市への移転についても、支援住宅の貸出期間が満了すること、職場の都合があつたことから移転したものであり、生活の安定のための移転であるから、その費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。なお、(四九)の福島市への移転は、大阪府への避難から二年以上が経過しており、生活が安定した後の移転であるから、本件事故と相当因果関係がある損害と認められない。したがって、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号四九)のとおり、かかる損害額は合計三万六〇〇〇円と認めるのが相当である。これは(四九)に生じた損害と認められる。

(イ) 滞在費

(四九)の避難生活の際に要した滞在費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は七六〇〇円と認めるのが相当である。

(ウ) 引越費用

避難に伴い、引越に要した費用については、本件事故と相当因果関係のある損害と認められるが、(四九)が引越費用を要したことを認めるに足りる証拠はない((四九)は、三三万二六四〇円が既払である旨主張するが、ADR 手続における和解契約書には記載がなく、その他支払がなされたことを裏付ける証拠はない。)

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(四九)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(四九)が本件事故当時単身で居住しており、避難したことを踏まえると、かかる損害額は一五万円と認めるのが相当である。

(イ) 一時立入費用(移動費用・滞在費)

(四九)の避難生活の際に要した一時立入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号四九)のとおり、移動費用が一八万二四〇〇円、滞在費が一万二八〇〇円と認めるのが相当である。

(ウ) 賃料

(四九)は本件避難により家賃を支出したと主張するが、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

エ 営業損害(逸失利益)

(四九)は、本件事故当時、お菓子教室を開いており、その事業等によって、収入があつたこと、避難時にお菓子教室を閉鎖したこと、避難後平成二三年六月から就労していたが、その後転職を繰り返して、平成二五年五月以降は定職に就いていないことが認められる。この間の営業損害については、合計一四三万九六四七円(直接請求で認められた九九万六三八五円及びADR 手続における和解で認められた四四万三二六二円の合計額)は認められるが、これを超えて、(四九)に生じた営業損害を認めるに足りる証拠はない。

(四九)は、直接請求及びADR 手続における和解で認められたのは、平成二三年三月から同年九月までの分であるとして、月額三五万一六五一円を根拠に、同年一〇月以降の分を請求するが、(四九)が自営業とみられるお菓子教室を開いていたにもかかわらず、上記月額三五万一六五一円の収入や、売上げ、経費、利益率等を認めるに足りる証拠を提出していないし、(四九)は、平成二三年六月以降平成二四年までで合計四〇四万四五九三元(一九〇万二四四五円及び二一四万二一四八円の合計額)の収入を得ており、平成二五年にも一定の収入があつたことが窺われるから、結局、直接請求及びADR 手続における和解で認められた営業損害を超える損害が認められるか判然としないというべきである。

オ 精神的損害(慰謝料)

(四九)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、三〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(四九)に対して一一一六三三五円を支払っていること、ADR 手続において、(四九)に対して、八九万三二八〇円(うち八万円は直接請求により既に支払われたものとして控除され、八一万三二八〇円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金の合計一九二万九六六五円を、(四九)に生じた損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四九)の既払額欄記載のとおり、原告に生じた損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、四万五八九六円(一万九八七八円及びADR手続分二万六〇一八円の合計額)を相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号四九)の認容額欄記載のとおりである。

四九 原告番号五〇について

(1) 世帯の概要

(五〇)は、昭和六二年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(五〇)は、福島市において、(五〇)の父が所有する自宅に、(五〇)の母(以下、四九においては、「母」という。)と居住していた。

(2) 避難の経緯

(五〇)は、小学三年生のとき、脳腫瘍の入院治療で、後頭蓋窩二八Gy、腫瘍摘出術後に全脳に三〇Gy、全脊髄に三〇Gyの医療被ばくを受けており、医師から相当多い放射線を浴びている旨の説明を受けていたことから、放射線の影響には気をつけており、母や兄の勧めもあったことから、被ばくのリスクを少しでも避けるため、避難を決意し、平成二三年三月一四日、福島市から新潟県へ避難し、同月一七日、新潟県から山口県へ移転した。その後、平成二三年五月二七日、山口県から東京都へ移転し、同年六月二六日、一時帰宅していた福島市から京都市へ移転し、その後、京都市内で一回移転した。京都市に来てからは、母と別居している。上記各移転は、主に、実兄宅や従兄弟宅を転々とするものであった。

(3) 一時帰宅の経過

平成二三年三月から平成二七年一二月までの間、(五〇)は、複数回、母との面会交流のため、一時帰宅した。

(4) 損害額

ア 概要

(五〇)の新潟県への避難は、相当と認められるところ、避難に伴う損害のうち、新潟県へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五〇)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(五〇)の新潟県への避難は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められることができる。また、山口県、東京都及び京都市への移転についても、実兄宅や従兄弟宅を転々としており、生活を安定させるために必要な移転といえるから、移転に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる(ただし、京都市への移転については東京都からの移転費用に限る。)。したがって、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号五〇)のとおり、かかる損害額は合計七万八四〇〇円と認められるのが相当である。

(イ) 一時帰宅交通費

(五〇)が面会等のため、一時帰宅に要した費用については、前記第一で述べたとおりであり、(五〇)が成人女性であることからしても、本件事故と相当因果関係のある損害が生じたとは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(五〇)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(五〇)は母と別居しており、世帯分離が生じたことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認められるのが相当であり、これは(五〇)に生じた損害と認められる。

(イ) 二重生活

前記のとおり、平成二三年六月下旬から(五〇)と母が世帯分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年六月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり二万円を認め、合計四二万円について損害と認める。

(ウ) 二重生活に伴う通信費

前記世帯分離による生活費増加費用を超えて、通信費を要したと認めるに足りる証拠はない。

(エ) 生活費増加費用(賃料等)

本件事故に伴う避難により、平成二四年一二月以降、避難先において月額二〇〇〇円の共益費を要したことが認められる(住民票上、市営住宅入居は、平成二四年一二月一四日である。)。したがって、平成二四年一二月から平成二五年二月末日までの共益費合計六〇〇〇円(二〇〇〇円×三か月)を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

エ 就労不能損害

(五〇)は、本件事故前、福島市役所において臨時職員として勤務しており、平成二二年は年収一一八万二四〇四円(平均月額九万八五三四円)を得ていたが、本件事故による避難のため退職したこと、避難先において就職し、平成二三年九月から平成二五年三月まで、合計二五万四六一三三円の収入(平均月額一三万四〇〇七円)があったことが認められる。平成二三年三月から同年八月までの間については、本件事故による避難を実行したために、就労できなかったものと認められ、それ以降については、特段、賃金の減少等が認められないことを踏まえ、避難前の基礎収入(月額九万八五三四円)を基準として計算される五九万一二〇四円(=九万八五三四円×六)のうち、(五〇)の主張する五〇万円を就労不能損害と認める。

オ 精神的損害(慰謝料)

(五〇)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、また脳腫瘍の入院治療で医療被ばくを受けており、医師から相当高い量の放射線を浴びているとの説明を受けていたことから、本件事故による恐怖及び不安は同区域の通常の居住者に比べて、より大きいとみる特段の事情があるから、その恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、四〇万円が相当と認められる。

(5) 既払金の充当

被告東電は、(五〇)に対して一二万円を支払っていることが認められるところ、この既払金を(五〇)に生じた損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五〇)の既払額欄記載のとおり、損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、一五万八四四〇円を相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号五〇)の認容額欄記載のとおりである。

五〇 原告番号五一一一～三について

(1) 世帯の概要

(五一一一)は昭和四四年×月×日生まれの男性、(五一一二)は昭和四六年×月×日生まれの女性、(五一一三)は平成二一年×月×日生まれの男性である。本件事故当時、(五一一一～三)は、福島市において、自宅(持ち家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(五一一一)は、原発で勤務していた友人から、早く避難した方がよいとの連絡を受けて、(五一一三)の健康への影響を心配し、妻子を避難させることを決意し、これを受けて、(五一一二、三)は、平成二三年三月五日、福島市から新潟県へ避難し、同月二日、新潟県から兵庫県へ移転した。(五一一二、三)は、平成二三年四月一日、兵庫県内で移転した後、同年六月二三日、兵庫県から、富山県を経由して福島市へ戻り、同年七月二日、福島市から山形県へ避難した。(五一一二、三)は、平成二五年一月一九日、山形県から京都市へ移転した。(五一一一)は、(五一一二、三)が新潟県及び山形県へ避難した後も、福島市に居住していたが、平成二五年一月一九日、京都市へ避難した。

(3) 面会交流の経過

平成二三年三月から平成二七年一〇月までの間、(五一一一)は、複数回、面会交流のため、新潟県、兵庫県、山形県及び京都市を訪れ、(五一一二、三)は一時帰宅した。

(4) ADR 手続における和解

平成二六年三月三日、(五一一一～三)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は四六二万八九〇八円の支払義務があることを認め、既払金七六万円を除いた残額の三八六万八九〇八円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、ADR 手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(五一一二、三)の新潟県及び山形県への避難は、相当と認められるところ、避難に伴う損害のうち、新潟県への避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号五一)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠<略>の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 移動交通費

(五一一二、三)の新潟県及び山形県への各避難並びに兵庫県への移転に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号五一)のとおり、かかる損害額は合計八万四四〇〇円と認めるのが相当である。これは(五一一一)に生じた損害と認められる。なお、(五一一一)は、(五一一二、三)が、富山県へ避難した旨述べるが、滞在日数が一日であり、福島市へ帰還するための経由地とみるべきであるから、福島市への帰還とは別に避難したとは認められない。また、京都市への移転については、(五一一一)とともに避難するためとはいえ、山形県への避難から二年以上経過していることからすれば、本件事故と相当因果関係があると評価することはできないから、その移転に要した交通費は、損害と認められない。

(イ) 宿泊費及び謝礼

(五一一二、三)の避難生活の際に要した宿泊費及び謝礼は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は七万五七〇〇円と認めるのが相当であり、これは(五一一一)に生じた損害と認められる。

(ウ) 引越関連費用

(五一一二、三)の避難生活の際に要した引越関連費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一五万二九〇〇円と認めるのが相当であり、これは(五一一一)に生じた損害と認められる。

(エ) 面会交通費

(五一一一)が面会交流に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号五一)のとおり、かかる損害額は一二六万三二〇〇円と認めるのが相当であり、これは(五一一一)に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

(オ) 立入交通費

(五一一三)が一時帰宅に要した費用は、甲状腺検査や検診等のためであって、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号五一)のとおり、かかる損害額は八万三二〇〇円と認めるのが相当であり、これは(五一一一)に生じた損害と認める。その余の一時帰宅交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

ウ 二重生活に伴う生活費増加費用(光熱費、通信費、被服費、食費)

平成二三年三月から(五一一一)と(五一一二、三)が別居し、世帯が分離して生活することになったのであるから、光熱費、通信費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、合計九一万五〇〇〇円の限度で、(五一一一)に生じた損害と認める。

エ 家財道具購入費用

(五一一二、三)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり、世帯分離して生活していたことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(五一一一)に生じた損害と認められる。

オ 賃料等・仲介料及び住宅保険料・家賃